

Check!!



WebSiteは
こちら!



関西生コンを 支援する会 NEWS

発行：関西生コンを支援する会 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館1F フォーラム平和・人権・環境 気付

不当労働行為に抗議したら、 なぜ強要なのか

12/17 加茂生コン第1事件判決

警察・検察がハイジャックした労働事件

12月17日、加茂生コン第1事件で京都地裁（柴山智裁判長）は、安井執行委員に懲役1年、吉田組合員に懲役8月、執行猶予3年という有罪判決を下した。（未決勾留日数60日を算入。検察の求刑は懲役2年）

2017年10月、常用的な日々雇用労働者が組合加入して正社員化を要求して団交を申し入れた。加茂生コン（京都府木津川市）は団交を拒否。雇用関係を否定するため子どもの保育園入所に必要な就労証明書の作成も拒否して廃業を言い出した。不当労働行為事件で社長らの証人尋問が終わって府労委が和解調査を予定していた前日の2019年6月19日、警察が武委員長ら4人を逮捕して労働事件をハイジャックしたのが加茂生コン事件だ。武委員長と湯川副委員長の裁判は分離され、今回は安井執行委員ら2人の裁判で判決が出された。

公正な判決を求め市内をデモ（20年12月4日、京都）



「黙示的」に有罪という奇妙な作文

京都地検は、団交申し入れ以降の行動すべてが強要だとして起訴したが、裁判所はさすがに「会社側の対応が不誠実と捉えられてもやむを得ないものであったことは否定できない」として検察の言い分は退けざるをえなかった。

しかし、11月27日、就労証明書をめぐって安井執行委員らと会社事務所でやりとりしていた社長夫人が木津川市役所職員と電話中に唐突に「救急車を呼んでくれ」と言い出した際、安井執行委員らが仮病を疑って「うそや。急にそんななるわけない、何の病気や」などと発言して以降の言動をとらえて、判決は、「黙示的に身体、自由、財産に対する危害を加えかねない氣勢を示して害悪を告知したものと決めつけた。会社の一連の不当労働行為を不問に付す一方で、これに抗議した場面の一部を切り取って「脅迫の実行行為」だとしたのだ。

宮里邦雄弁護士は12月21日東京の判決報告集会で、「罪刑法定主義からいえばほんらいは無罪。裁判所は“黙示的に”という推測によって有罪判決を書いた」と批判した。

「裁判長はまちがっている。自分はまちがっていない」

有罪とされた吉田さんは判決直後の集会で、「裁判長はまちがっている。自分はまちがっていない。これからもおなじことがあれば、自分はおなじことをする」と語った。

組合はただちに控訴。無罪判決を勝ち取るためにたたかう方針だ。 >>> 加茂生コン事件関連記事 P2~P3

加茂生コン事件判決

これが不当労働行為を免罪する裁判所の論理



Aさん

ミキサー車
ドライバー

2012年1月頃、加茂生コンで、のちに組合員となるAさんが日雇い手帳を持つ日々雇用労働者として就労開始

2015年頃、京都府下の大規模な日雇労働求職者給付金の不正受給事件をきっかけに、Aさんは日雇い手帳を取り上げられ、社会労働保険なしの常用的日々雇用で就労させられる。

2017 事実経過

10/16	Aさん組合加入。正社員化を要求して団交申し入れ → 会社 タイムレコーダー撤去
11/初	Aさん、就労証明書の交付を申し入れ → 会社 押印拒否（組合加入以前は押印）
/06	会社 防犯カメラ設置
/07	組合 事務所を訪問。団交を催告
/14	会社 組合に「社員はいない」「廃業する」
/17	組合 事務所を訪問。団交を催告
/18	内容証明郵便で団交催告 → 会社 受け取り拒否（28日に返送された）
/20	組合 事務所を訪問。「廃業」につき団交催告
/22	組合 事務所を訪問。就労証明書を催告
/27	組合 事務所を訪問。就労証明書を催告 15:30 頃、木津川市職員と電話で話していた社長夫人が「高血圧緊急症」で救急車を呼ぶ。組合は「仮病」を疑う
/28	組合 事務所を訪問。就労証明書を催告（同日、Aさんは就労証明に代わる暫定的措置で保育所手続）
/29	組合 事務所を訪問。就労証明書を催告
/30	組合 事務所を訪問。就労証明書を催告
12/01	工場操業休止。Aさんの仕事なくなる 組合 事務所を訪問。業務提供と就労証明書を催告
/02	組合 監視活動を開始

検察

判決の認定

全て強要

要求行為

強要

判決文

「就労証明書は A の就労に関連するもの。関生支部がした要求行為の目的自体は、一応は正当なもの」

「関生支部が偽装解散等を疑い、強く団体交渉を求めることに理由がないとはいえない。…会議全体の状況や内容からして、団体交渉の要求を越えて脅迫に至っているとまではいえない。」

「安井と吉田は社長夫人の体調不良を認識したはずだが、その後も約 10 分間、「嘘やろ」とか「書いてもらえるまで帰られへん」などの発言を繰り返し…身体、自由、財産に対する直接的な加害を告知したわけではないことを考慮しても、継続的な訪問及び要求行為、監視行為をやめてほしければ就労証明書の作成・提出をするよう、黙示的に身体、自由、財産に対する危害を加えかねない氣勢を示して害悪を告知したものと見え、強要未遂罪の実行行為である脅迫に該当する」

「会社の対応が不誠実と捉えられてもやむを得ないものであったことは否定できない。しかし、それに対し、一定程度説得・交渉を試みる組合活動が許容されるとしても…なお会社の対応が改善しないという状況下において、しかるべき法的手段に訴えるのであればともかく、さらに心理的圧力を加えて要求を通そうとすることは、いかに労働組合であっても許されるものではない」

使用者の反組合的行為を 免罪してよいか

加茂生コン第1事件判決批判

就労証明書拒否も徹底した団交拒否の過程でおきた

加茂生コン第1事件で有罪判決が下された。罪名は強要未遂である。この罪は、人を脅迫して義務のないことを強いることで成立する。一方、正当な組合活動であれば、刑事免責を受ける。また、本件は、一般市民間ではなく労使関係で起きた。これらを判決が踏まえているかについて述べることにする。

関生支部は日々雇用運転手の加入を受けて会社に団交要求をした。しかし、会社は、この組合員は請負業者で労働者ではないと主張するなど、徹底して団交拒否を続けた。その後、保育所入所の申込の時期になったことから必要になった就労証明書も、従来は交付してきたのに、拒否に転じた。

検察は、当初の団交要求以降の関生支部の行動全体を脅迫行為に当たるとした。判決は、そこまで乱暴な判断はしなかったが、就労証明書の交付要求中に会社役員が体調不良に陥って以降は脅迫に当たるとした。この体調不良は、関生支部が市役所に電話して、廃業予定でも就労証明書を出してほしいという返事を受けたので、それを確認するよう会社役員に求めて架電している最中に起きた。就労証明書を出す労働者であることを認めることになって団交を拒否する理由がなくなるので、窮地に陥って血圧が上がったのではないかと疑われる。健康は何より大事であるが、刑事責任が問題になっている以上、この点の真偽の解明が必要である。

団交権は茶室の話し合いの権利ではない

ところで、検察は、団交応諾義務は当然あるので、団交開催を要求することは認めるが、要求書の内容を要求したら、それは「義務のないこと」を要求する強要に当たるとした。判決も同様の発想のように思える。しかし、団交要求は、開催日時などを示した書面を渡して終わりではなく、その場でも中身の要求を飲むように訴えることは当然である。団交権は茶室で話し合いをする権利ではないのである。

「義務のないこと」との関係で、その有無の焦点になったのが就労証明書の交付である。しかし、就労証明書の交付は、これを頑なに拒否しなければならないほどのものであろうか。いかに刑罰法規は厳格に解釈されるべきだとしても、ワークライフバランスを可能にするように労働条件を設定することが労働契

約法3条3項で定められている現在では、明文になくても育児に必要な協力をするのは使用者の義務ではないか。

今まで交付してきた就労証明書を会社が拒否したのは、組合に加入したためとしか考えられない。一方、関生支部が就労証明書を要求するのは、雇用関係にあることを認めさせるためではない。そのようなことは、就労の実態から容易に証明できる。また、就労証明書がなくても結果として入所できることになったから良いというものでもない。組合を嫌悪した不利益取扱いを許してよいかの問題なのである。就労証明書は組合承認の意味があるから徹底して交付を要求しなければならない。被った不当労働行為は保育所に入所できたから消えるわけではないのである。

労働組合の集団性と本義としての「自力救済」

労働組合は、労働者が一人では弱いからこそ集団の威力によって使用者と対等関係を形成するための団体である。廃業するかを監視するなら一人で足りるというのは、この集団性の無理解に基づく。そして、関生の組合員数と会社の従業員数を比べると力の差があるので、圧力をかけたことになるというのは、会社に一人しか組合員がいないことの意味が理解されていない。

判決は、どうしても使用者が交渉に応じなければ法的手段に訴えるべきで、それ以上、要求を通そうとするのは正当な組合活動とは言えないという。法的手段は、時間と費用の点で労働者には利用しにくいから団結権が保障されているのである。罰則と監督機関までであるのに労働組合の圧力で労働基準法を遵守させねばならないのが現実である。むしろ労使自治の中で「自力救済」的に条件改善を図ることが労働基本権の本義である。判決には、この認識が欠けている。



吉田美喜夫

(よしだ・みきお)

立命館大学名誉教授。立命館総長ならびに立命館大学長(2015～2018年)。『タイ労働法研究序説』、編著書『労働法I』『労働法II(第2版)』(法律文化社)他多数

打ち込まれた大きな楔^{くさび}

私にとって関西生コン支部は、競争入札で劣化する自治体清掃の組織化と行政闘争に大きな示唆を受けていましたが、遠い存在でした。しかし2018年7月以降の大弾圧にはただならぬ権力の決意を感じました。ただ、直ちに兵庫で支援の取り組みをとほりませんでした。その最大の理由は兵庫では関西生コン支部とのつながりが希薄であったこと。その結果、マスコミや動画サイトなどにより、関西生コン支部はやり過ぎではという印象が作られていたことです。働く者の中に大きな楔が打ち込まれていました。私にも同様の気分がありました。一方でこの弾圧を許せば労働運動がつぶされるという危機感も強く抱きました。

1987年の国鉄分割民営化と国労つぶしが蘇^{よみがえ}り、大阪での支援する集会などを通し関西生コン支部を孤立化させては行けないと強く思うようになりました。

孤立を招いた原因を克服しよう

私たちにできることは、兵庫で連合加盟組合も一緒にできる組織作りを進めること。私たちは萎縮するのではなく当たり前の労働運動を進めることだと決意しました。

兵庫では1年以上の準備期間をへて、自治労などひょうごフォーラムの賛同も得て2020年10月に「兵庫の会」を遅ればせながら結成することができました。

関西生コン支部と共に孤立を招いた原因を反省しつつ、大きな共闘運動を広げていく決意です。当面は、職場で地域で、きめ細かな運動を広げていきます。



こにし・じゅんいちろう
兵庫県生まれ、67歳。総評尼崎地評の専従をへて1988年武庫川ユニオンの結成に参画。2018年まで書記長、現在は副委員長。趣味はサンシン

のりこえTVが年末特集番組 安田浩一さん・大椿ゆうこさんが対談

「関西生コンは、なぜ狙われるのか」

「ヘイトスピーチとレイシズムを乗り越える国際ネットワーク」(のりこえねっと)が運営するネットテレビ番組、「のりこえTV」が、12月11日、安田浩一さん(ジャーナリスト)と大椿ゆうこさん(社民党常任幹事)の対談による特集番組を放映した。

「弾圧はキツイですよ。毎日空襲を受けているみたいだ」

「関生にはっていたから生活できる賃金が保障されて子どもを学校に行かせられた」

——そんな現場の組合員の生の声を紹介しながら、関西生コン事件とはなにか、どうして関生支部はくりかえし弾圧を受けるのかを解き明かしてくれる番組だ。

放映時間2時間11分。YouTubeでいつでも視聴できる。[<https://www.youtube.com/watch?v=AT-1p1v4inM>]



ご視聴はこちらから

関西生コンを支援する会 加入方法と年会費

お申し込みは
郵便振替で!

00170-8-792379 関西生コンを支援する会

年会費 個人2000円 団体5000円 (1口以上をお願いします)

【お名前/団体名】【おところ】【メールアドレス】を記入して、年会費を添えてお申し込み下さい。
「支援する会ニュース」を毎月25日に登録されたメールアドレス宛てに配信します。

発行元: 関西生コンを支援する会 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館1F フォーラム平和・人権・環境 気付
[TEL] 03-5289-8222 [FAX] 03-5289-8223 [E-mail] sien.kansai@gmail.com

